

津市保健事業等交付金交付要綱

平成18年1月1日訓第76号

改正 平成25年3月29日訓第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、予防接種法（昭和23年法律第68号）等の趣旨にかんがみ、本市における保健事業等の円滑な推進を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の交付金は、「保健事業等交付金」（以下「交付金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 交付金は、公益社団法人津地区医師会、公益社団法人久居一志地区医師会及び公益社団法人津歯科医師会に対して、市長が必要と認める保健事業等に要する経費をその対象として、これを交付するものとする。

(交付金の額)

第4条 交付金は、公益社団法人津地区医師会、公益社団法人久居一志地区医師会及び公益社団法人津歯科医師会が行う保健事業等の内容等を勘案し、別に定める算出基準に基づき、予算で定める額を限度として、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、保健事業等を行う日の属する年度の5月31日とする。

(添付書類)

第6条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 保健事業等における医師及び歯科医師配置日程表
- (2) 保健事業等における協力医療機関名

(3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓第19号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。